

新型コロナウイルス感染症に伴う面会制限について

全国移動制限の解除に伴い 7 月 1 日より面会を再開しておりましたが、新型コロナウイルス感染症新規患者が広島県内で急増し、7 月 21 日には広島県から「感染拡大に対する第 2 波警戒強化宣言」が発せられたことから、
明日より下記のとおり面会制限を行います。

◆一般病棟について（東 2・3 病棟、西 2・3 病棟）

原則、**面会禁止**となります。

なお、下記「面会許可対象者」については、特別に面会を許可しますが、この場合でも必要最低限の回数、かつ短時間の面会をお願いいたします。面会許可対象者以外の方の面会については、固くお断りします。

面会許可対象者

- ①入院・退院時の手続き・・・1 名
- ②手術当日の付き添い・・・1 名
- ③乳児、小児など、付き添いが許可された場合・・・1 名
- ④病院から依頼があった場合・・・原則 1 名
- ⑤容体悪化、終末期の患者家族等・・・原則 2 名

※洗濯物の受け渡し、生活必需品を届ける場合について

洗濯物や生活必需品（オムツ等）の受け渡しで来院される場合、面会は出来ません。病棟スタッフが対応いたします。

感染防止の観点から極力回数を少なく（3 日に 1 回程度）していただくようご協力をお願いいたします。

◆慢性病棟について（1～3 あゆみ病棟、1～3 若葉病棟）

面会は**完全予約制**となっております。

（ご家族等には個別に連絡いたします。）